

## 課税標準の特例の対象となる主な償却資産

条 (地方税法)	項・号	対象資産	特例率	挙証資料
349条 の3の4		被災代替償却資産	1/2	詳しくはお問い合わせください。
附則 15	2 項 1 号	汚水または廃液処理施設 <sup>*1</sup>	1/2 <sup>*2</sup>	特定施設設置届出書の写し 等
附則 15	2 項 2 号	ごみ処理施設	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書・
附則 15	2 項 3 号	一般廃棄物の最終処分場	2/3	許可証の写し 等
附則 15	2 項 4 号	産業廃棄物処理施設	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可申請書・ 許可証の写し 等
附則 15	2 項 5 号	下水道除害施設	4/5 <sup>*2</sup>	除外施設設置等届出書の写し 等
附則 15	25 項 1 号イ 25 項 3 号イ	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備 <sup>*3</sup> )	2/3 <sup>*2</sup> 3/4 <sup>*2</sup>	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付決定通知書の写し 等
附則 15	25 項 1 号口 等	再生可能エネルギー発電設備 (風力・水力・地熱・バイオマス)	2/3 <sup>*2</sup> 等	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し 等

\*1…暫定排水基準が適用される業種のみ

\*2…わがまち特例により岡山市が定めた特例率

\*3…一定の要件を満たす設備が対象 (FIT、FIP の認定を受けているものは対象外)